平成２２年（フ）第２６４号
大分県別府市上田の湯町９番８号
債務者　井出　敏江
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２１号
大分県速見郡日出町大字川崎135番地１ビバリーヒル松美202
債務者　村上　健一
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第２６号
大分県杵築市山香町大字野原2035の４番地
債務者　岡市　桂子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第１２９号
宮崎県日向市大字財光寺2937番地１
債務者　鈴木　玲子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１３４号
宮崎県延岡市粟野名町1493番地２
債務者　田中　　亮
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第８５号
奈良県生駒市萩の台1002番地13
債務者　横本　竜巳
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１４５号
奈良市南登美ヶ丘32番２号
債務者　西井　真一
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１５５号
奈良県大和郡山市満願寺町535番地９
債務者　藤野　智則
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２３９号
奈良県天理市櫟本町2437番地14
債務者　三浦　　博
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２４０号
奈良県天理市櫟本町2437番地14
債務者　三浦　園子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２７９号
奈良市出屋敷町９番地の８
債務者　梅本　悟志
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１１６号
広島県福山市東川口町５丁目16番26―306号はやとやマンション
債務者　西　　正一
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１２８号
広島県福山市田尻町1730番地、旧住所広島県福山市東手城町３丁目12番16号
債務者　藤井さと子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１２９号
富山市山田湯118番地　医療社団法人親和会山田温泉病院、住民票上の住所富山市八尾町深谷452番地
債務者　平山　義盛
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１２号
松江市学園南２丁目13番６号　ランドサクセス208号室、前住所松江市黒田町545番地15
債務者　小泉　久輝
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１４号
熊本市野田３丁目11番２―304号
債務者　梅本　好子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２６５号
栃木県宇都宮市江曽島町1425番地１　レジデンス江曽島402号
債務者　武田　秀徳
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係